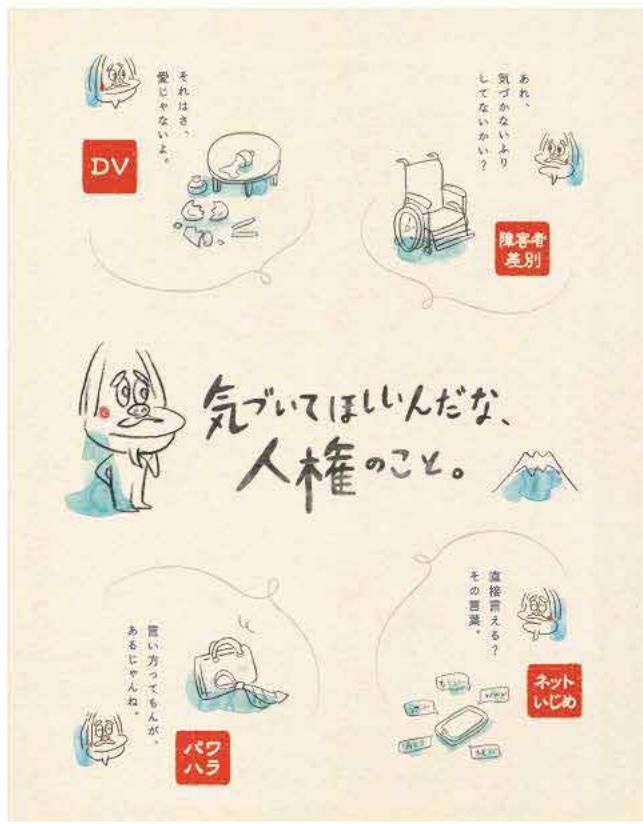


じんけん

啓発紙 2017年 通巻62号

気づいてほしいんだな、人権のこと。

H29年度静岡県人権啓発ポスター



「みんなで築こう 人権の世纪 ~きょう 権手の気持ち 未来へつなげよう 這一を認め合う心~」

静岡県人権啓発センター 静岡県教育委員会人権教育課
TEL:054-421-2220 FAX:054-421-4940

0570-003-110

<http://www.jinken-shizuoka.jp>

静岡県では、12月の人権週間に合わせて、「ふじのくに人権フェスティバル」をはじめとしたイベントを開催します。また、テレビ・ラジオのスポットCM、新聞広告、ポスター掲示などを通して、互いの違いを認め合い、自他の人権を尊重することの大切さを広く県民の皆さんに訴えていきます。

今年度は、「気づいてほしいんだな、人権のこと。」をテーマに、人権啓発広報キャラクターがゆる〜い語り口調で、身近な人権問題の本質を捉えたメッセージを皆さんに届けます。人権週間の期間中は、各種メディアのほか、県内各鉄道駅、学校、行政機関を中心に登場します。

これに合わせて、期間限定で公開される特設サイトでは、動画や作者インタビューも公開されます。

人権は、身近な生活の中に存在しています。皆様、是非御覧ください！

【人権啓発広報特設サイトはこちら】

<http://www.jinken-shizuoka.jp>

もくじ

- 人権週間に合わせて開催するイベントのお知らせ P2
- 人権啓発指導者養成講座を開催しました P3~P5
- 人権啓発センターからのお知らせ P6
<センター利用案内、人権関連法をめぐる動き>



Shizuoka Prefecture

人権週間に合わせて開催するイベントのお知らせ ～12月4日から10日は人権週間です～

一人権シンポジウム

＜日時＞

平成29年12月4日（月）
午後1時00分～午後4時00分

＜場所＞

伊東市健康福祉センター
(伊東市桜木町2丁目2番3号)

＜内容＞

第1部：基調講演
☆ 講師：中田 光彦さん
(社会福祉士・介護福祉士
・介護支援専門員)



☆ テーマ：
「介護する側・される側も笑顔になるヒント
～高齢者に関する人権について～」

第2部：パネルディスカッション

「高齢者とその生活を支える人の人権」

☆ コーディネーター：
角替 弘志（静岡県人権啓発センター長）

☆ シンポジスト：
中田光彦さん(第1部講師)

森 茂廣さん
(小規模多機能センターりん施設長)
戸田美也子さん
(静岡県人権会議委員)

＜お問い合わせ＞

静岡県熱海健康福祉センター 福祉課
TEL:0557-82-9120

人権週間に合わせたイベントが県内各地で開催されます。

この機会に改めて“人権”について考えてみてはいかがでしょうか？

いずれも入場は無料です。

たくさんの方の参加をお待ちしています。



一人権講演会

＜日時＞

平成29年12月6日（水）
午後1時20分～午後3時00分

＜場所＞

島田市民総合施設プラザおおるり ホール
(島田市中央町5番の1)



＜内容＞

講演
☆ 講師：松本 一生さん
(松本診療所(ものわすれクリニック)院長)
☆ テーマ：「認知症の理解と地域包括ケア
～人権・権利擁護の視点から～」

＜お問い合わせ＞

静岡県中部健康福祉センター 福祉課
TEL:054-644-9276

※事前申込制のため、お問合せください。

一ふじのくに人権フェスティバル

＜日時＞

平成29年12月19日（火）
午後1時30分～午後3時40分

＜場所＞

袋井市メローブラザ (袋井市浅名1027番地)

＜内容＞

第1部：式典・表彰式
☆ 全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会
表彰式・作品朗読
☆ 「ふじのくに人権宣言」の唱和

第2部：講演

☆ 講師：伊藤 真波さん
(北京・ロンドン
パラリンピック競泳日本代表)
☆ テーマ：「あきらめない心」



＜お問い合わせ＞ 静岡県人権啓発センター
(静岡県健康福祉部地域福祉課人権同和対策室)

TEL:054-221-3330

FAX:054-221-1948

人権啓発指導者養成講座を開催しました

日程：6/23(金)、6/27(火)、7/7(金) 場所：もくせい会館富士ホール

地域や職場の人権啓発活動を担う人材を養成する目的で、人権問題に対する正しい理解を深め、人権啓発のための実践的手法などを学ぶ講座を開催しました。

3日間で行った9講義の要旨や概要を紹介します。

【6/23(金)・講義1】

『日常生活の中の人権～すべての人の能力を活かす人権を考える～』

角替 弘志 氏(静岡大学名誉教授)

静岡県人権啓発センターが開設されて20年が経過した。この間、人権に関する様々な法律が制定され施策が実施されてきた。昨年は障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が公布・施行され制度的には整えられてきているが、これらの制度をいかに実体化させるかが大きな課題である。すべての人が生き生きと活動する社会に向けて、それぞれの人の個性(能力)が、温かな人間関係の中において十分発揮できるようになっていくことが豊かな社会を支える「人権」である。誰もができることと一緒にやっていこうではありませんか。

【6/23(金)・講義2】

『DVに曝された母親と子どもの被害と支援』

春原 由紀 氏(武蔵野大学名誉教授)

児童虐待防止法では子どもがDVを目撃すること（面前DV）も心理的な虐待として位置づけられている。DVに曝(さら)されるということは、被害を受ける母親にだけではなく、子どもたちにも大きな影響を与えることとなる。攻撃性や多動が目立つといった行動面への影響のほか、自責感、罪悪感などの感情への影響、さらには、両親の関係性を見て、暴力による問題解決を正当化するなど価値観への影響も見られる。

また、暴力から逃れたからといって被害は解消するわけではなく、その後も母子ともに多くの困難に向き合わなければならない。DV被害の回復には、長い時間とともに、継続的な支援が必要である。

【6/23(金)・講義3】

『発達の凸凹～見方を変えれば魅力的～』

大賀 志真 氏(特定非営利活動法人 発達障害児応援団NPOばく 発達相談員)

昨年度には障害者差別解消法が施行され、障害者を取り巻く状況は大きく変化しようとしている。TV番組などで大きく取り上げられることも増え、「共生社会の実現」に向けて社会は歩み出している。誰にでも偏り(凸凹)はあるのだが、その延長線上として極端な凸凹があると「生きづらさ」を感じやすく、ADHD(注意欠如・多動性障害)などの発達障害として診断されることもある。発達障害者を含めいろいろな人の「その人らしさ」を受け入れ、理解し、ちょっとした配慮をすることで、ともに生きやすい社会を目指したい。

【6/27(火)・講義4】
『同和問題の解決に向けて』

本間 肥土美 氏(磐田市ふれあい交流センター 指導員)

部落差別解消法とともに、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が施行された。障害者差別解消法に込められた「社会モデルニ社会の問題」であるという考え方は部落差別解消法にも重なる。そして、ヘイトスピーチは被差別部落に対しても存在する。

奈良県の水平社博物館前でのヘイトスピーチ、「部落地名総鑑」の復刻版の出版、それが差し止められるとインターネット上で人権侵害は続いている。差別意識の解消を図るための教育・啓発活動の施策を継続して、推進する必要がある。

部落差別はほとんどと言っていいほど、表に出てこない。しかし、当事者は日常生活や結婚に際し、いつ差別にあうか、不安を抱えて生活している。それが部落差別である。「いわれのない差別」は一日も早く、解消していかなければならない。

【6/27(火)・講義5】
『外国人を知る－多文化共生社会の実現に向けて』

高貝 亮 氏(浜松綜合法律事務所 弁護士)

在留外国人数は過去最高となっている。中でも技能実習生など、労働者として在留する外国人の増加が著しい。技能実習制度は、途上国への技術移転という本来の目的ではなく、労働力不足解消のためのものになっている。外国人労働者の立場は大変不安定である。仕事中に大きなケガをして、働けなくなった例もある。

結婚による在留資格は、離婚や別居で取り消された時代があった。子どもを残して母親だけが強制送還となることを怖れて、DVから逃げられずにいたという例もある。

多文化共生社会実現のために、外国人が今抱える問題を理解する必要がある。

【6/27(火)・講義6】
『多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり
～クラスに1-2人はいるかもしれないLGBT～』

星野 慎二 氏(特定非営利活動法人 SHIP 理事長)

性的少数者は、人口の3~5%、学校ではクラスに1~2人いるという統計がある。その人たちは、「ホモ」「おかま」「気持ち悪い」といった言葉で、日常的に傷ついている。クラス等で傷つく人がいることを想像できたら使わない言葉である。

恋愛感情が同性に向く同性愛者は、学校の中で肯定的な情報を得ることができず、同性に恋愛感情が向く自分は異常であると悩み、友達同士の恋バナにも入ることができず孤立している。身体の性と心の性が異なる性同一性障害も、制服や体育の授業など男女に分けられることに違和感を感じて学校に行けない。

性の多様性についての認識を深め、誰もが、持って生まれた能力や自分らしさを發揮できる環境を実現したい。

【7/7(金)・講義7】

『更生保護制度と更生保護施設』

白井 隆晴 氏(更生保護法人 少年の家 施設長)

刑を終えた人やその家族に対する偏見や差別として、就職の拒否、途中解雇、アパート等への入居拒否、悪意のあるうわさ話などがあり、更生意欲をそぎ、社会復帰を難しくしている。更生には、本人の強い意欲に加えて、その人を取りまく家庭・職場・地域の人たちの温かい目と支援が必要である。一人でも多くの方に、刑を終えた人を受け止める確かな人権感覚を身につけていただきたい。

私たちが大切にしていることは、相手の言葉を信じて聞き信頼関係を築くこと、本人が何でも話せる状況をつくることである。それが再犯防止にもつながる。

【7/7(金)・講義8】

『ハンセン病回復者をめぐる人権—ハンセン病問題から学ぶこと—』

儀同 政一 氏(国立ハンセン病資料館 学芸部 社会啓発課長)

1941年に治療薬が開発されてハンセン病は治癒する病気となり、1947年に「基本的人権の尊重」が規定された日本国憲法が施行されたにもかかわらず、1996年に「らい予防法」が廃止されるまでの90年間にわたって、日本では国によるハンセン病患者の強制隔離政策が継続された。国の責任が最も重いが、医学者、法曹、マスコミ、教育者、宗教家、そして私たち国民が、無知、無関心、他人事として国の深刻な人権侵害を問おうとしなかったことが、偏見・差別による長期にわたる人権侵害を通用させてきたのではないか。私たちの社会が同じ過ちを繰り返さないため、このハンセン病問題の歴史を後世に伝え、学ばなければならない。

【7/7(金)・講義9】

『ワークショップをやってみよう 参加型の人権教室』

森 初枝 氏(静岡県人権啓発センター 啓発指導員)

「人権」というと「難しい」「堅苦しい」といったイメージがあるが、だれもが生まれながらに持っている大切な権利。この「人権」を「自分事」としてとらえ、誰もが人権を尊重できるように参加体験型学習を実施した。

日常生活の何気ない場面を取り上げたDVD「どうしたらみんな幸せに暮らせるの?」の視聴後、「人権の必要性」について参加者同士が話し合い、その話し合いを活かして、グループで「人権標語」をつくるという体験をした。



講義2 春原講師 講義の様子



講義9 森講師 ワークショップの様子

人権啓発センターからのお知らせ

静岡県人権啓発センターをご活用ください

研修・学習を支援します

○出前人権講座

企業や団体、学校、自治会などが行う人権研修会に、無料で講師を派遣しています。講師料や交通費は不要です。

ご相談に応じています

○人権に関する電話相談、面接相談

相談日は

月～金（祝日と12/29～1/3除く）

時間 午前9時～午後4時30分

面接相談は、予めご連絡ください。

The screenshot shows the homepage of the Shizuoka Prefecture Human Rights Education Center. It features a header with the prefecture's name and a search bar. Below the header, there are links for various sections like 'Home', 'Human Rights Education Center Overview', and 'Human Rights Education Center Catalog'. A large yellow banner at the bottom displays a list of video titles such as '障害者差別解消法をめぐる動き' (Movements around the Law Against Discrimination against Persons with Disabilities) and '誰もが安心して幸せに暮らせる社会の実現へ' (Achieving a society where everyone can live happily).

ビデオ・DVD・図書等の貸出・閲覧

○人権研修会の資料としてご活用ください。

ビデオ・DVDの一覧とあらすじは、ホームページでご覧いただけます。

← ホームページ画面

人権関連法をめぐる動き 誰もが安心して幸せに暮らせる社会の実現へ

□障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律によって、障害を理由とした差別的取扱いは禁止されました。本年4月には、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」も施行されました。条例の施行に伴い、6月1日には相談窓口（054-252-9800）が開設され、同月15日には、各団体の代表など、207名が出席し、障害を理由とする差別解消推進県民会議が初めて開催されました。（詳細は、「じんけん61号」参照）



□部落差別の解消の推進に関する法律

法律の概要や基本理念、部落差別を解消する必要性について、研修会や市町担当者会議等での説明を重ねています。

平成29年11月発行

（平成29年度 法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp http://jinken.pref.shizuoka.jp/

印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、7,000部作成し、1部あたりの印刷経費は10.4円です。